愛知県ワクチン接種推進本部第２回会議次第

日時：2021年２月16日（火）
　　　午後４時30分～午後５時15分
場所：愛知県庁本庁舎　６階　正庁

１　挨拶

２　議題

（１）新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（令和３年２月９日開催「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第２４回)」関係）

（２）ワクチン接種後の副反応等に対応する医療相談体制の確保について

（３）「第１回　県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会」（令和３年２月９日開催）の結果概要について

（４）意見交換

【配付資料】

資料１　新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について
（「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第２４回）」資料２－２施行版
(令和３年２月９日　内閣官房　厚生労働省))

資料２　愛知県における新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に向けた取組状況と今後の予定（２月１５日時点)

資料３　ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保
（令和３年２月１日　厚生労働省通知　「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」添付資料)

資料４　第１回　県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会　結果概要

愛知県ワクチン接種推進本部
第2回会議出席者名簿

（五十音順、敬称略）

氏　名	所　属　等
あさい　きよかず 浅井 清和	公益社団法人　愛知県医師会　副会長
いわせ　みつのり 岩瀬 三紀	一般社団法人　愛知県病院協会　常務理事
きむら　つよし 木村 剛	名古屋市健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策部長
さかきばら　とおる 榊原 徹 【本部長】	感染症対策局　技監
しぶや 澁谷 いづみ	一宮保健所長
なかきた　けいすけ 中北 馨介	愛知県医薬品卸協同組合　理事長
ひろせ　やすのぶ 広瀬 安信	新城市副市長：市長会
やまざき　よしひさ 山崎 嘉久	あいち小児保健医療総合センター　副センター長
よしだ　まさひと 吉田 雅仁	大口町健康福祉部参事：町村会 （代理出席:大口町新型コロナウイルスワクチン接種推進室 まつい　まさこ 主幹 松井 昌子）

日時：2021年２月16日（火）
午後４時30分～午後５時15分
場所：愛知県庁本庁舎　６階　正庁

愛知県ワクチン接種推進本部第２回会議　配席図

愛知県感染症対策局
技監　榊原　徹　○

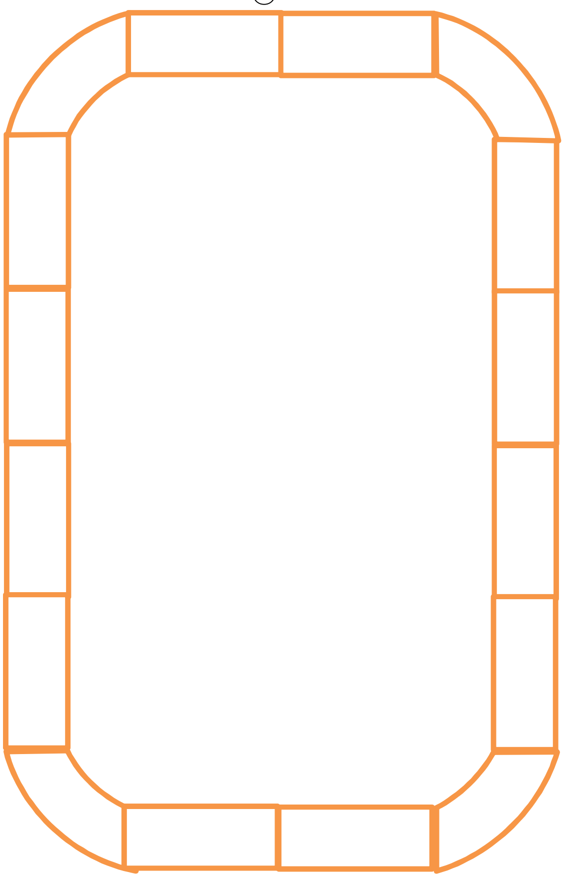

あいち小児保健医療総合センター
副センター長　山崎　嘉久　○

新城市副市長（市長会）
広瀬 安信　○

大口町新型コロナウイルス
ワクチン接種推進室主幹
（町村会）　松井　昌子　○

愛知県一宮保健所長
澁谷いづみ　○

○　公益社団法人愛知県医師会
副会長　浅井 清和

○　一般社団法人愛知県病院協会
常務理事　岩瀬 三紀

○　愛知県医薬品卸協同組合
理事長　中北 馨介

○　名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症
対策部長　木村 剛

事　務　局

○ 愛知県感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室
担当課長　早川　直宏

○ 愛知県感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室
室長　大河内　千明

○ 愛知県感染症対策局
局長　岡本　範重

○ 愛知県
顧問　松本　一年

○ 愛知県感染症対策局
感染症対策調整監　松井　直樹

○ 愛知県感染症対策局感染症対策課
課長　井口　能秀

○ 愛知県感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室
室長　今井　勇治

出入口

資料１

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について

令和3年2月9日
内閣官房
厚生労働省

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「ワクチン」という。)の接種開始に当たっては、ワクチン等の確保に加え、流通体制の確保、接種順位の検討、接種体制の整備、副反応への対応、安全対策など、多領域にわたる事前準備が必要となる。

ワクチンの接種を円滑に実施するために、令和2年9月時点で得られた知見、新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論経過等(別添)を踏まえ、中間とりまとめを策定したが、その後、予防接種法(昭和23年法律第68号)の改正や接種順位の検討など、接種に向け必要な準備を進めてきたところであり、それらを踏まえとりまとめを行うものである。

2 接種目的

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

3 ワクチンの確保

(1)国は、多くの国民へのワクチン接種により、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることが期待されることから、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指す。

このため、現在開発が進められているワクチン候補のうち、臨床試験の進捗状況等を踏まえ、安全性や有効性、日本での供給可能性等が見込まれるものについては、国内産、国外産の別を問わず、全体として必要な数量について、供給契約の締結を順次進めている。

(2)ワクチンの確保のため、健康被害に係る損害を賠償すること等により生じた製造販売業者等の損失の補償については、予防接種法に基づき、適切に対応する。

4 接種の実施体制

（1）接種の実施体制については、特定接種の枠組みではなく、予防接種法の臨時接種の特例として、住民への接種を優先する考えに立ち、簡素かつ効率的な接種体制を構築する。

（2）接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施することとなる。国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、国、都道府県及び市町村の主な役割について概ね以下の分担を前提とし、必要な体制の確保を図る。

（国の主な役割）

- ワクチン、注射針・注射筒の購入及び卸売業者への譲渡
- 接種順位の決定
- ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供
- 健康被害救済に係る認定
- 副反応疑い報告制度の運営

（都道府県の主な役割）

- 地域の卸売業者との調整
- 市町村事務に係る調整
- 医療従事者等への接種体制の調整
- 専門的相談対応

（市町村の主な役割）

- 医療機関との委託契約、接種費用の支払
- 住民への接種勧奨、個別通知（予診票、接種券）
- 接種手続等に関する一般相談対応
- 健康被害救済の申請受付、給付
- 集団的な接種を行う場合の会場確保

（3）ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、予防接種法に基づき、国が必要な財政措置を講ずる。

（4）国は、都道府県及び市町村の事務負担の軽減を図るため、接種可能な医療機関及び接種対象者の把握及びワクチン等の物流管理等のための

システムの構築・改修、集合契約の活用等を進める。

5 接種順位

（1）当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、接種目的に照らして、

・新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）

・高齢者及び基礎疾患を有する者

を接種順位の上位に位置付けて接種する。その基本的考え方や、具体的な範囲等については、別紙のとおり。

（2）高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者の接種順位については、

・高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員

を高齢者に次ぐ接種順位と位置付けて接種する。その基本的考え方や、具体的な範囲等については、別紙のとおり。

（3）妊婦の接種順位については、厚生労働省において、国内外の科学的知見等を踏まえた検討を継続した上で示す。

（4）上記の者以外の者については、上記の者への接種の状況を踏まえた対応となるが、地方自治体はあらかじめ接種券を配布し、接種を希望する者は医療機関に予約すること等により、順次接種を行う。

6 ワクチンの有効性及び安全性

（1）接種に用いるワクチンは現時点では未定であるが、新たな技術を活用したワクチンの開発が進められており、これまで日本で承認されたワクチンとは大きく性質が異なるものと考えられる。また、接種実績が限られる状況では、ワクチンの有効性及び安全性等に係る情報も限られることも想定される。

(2)ワクチンの有効性及び安全性等の評価については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構等で検討するとともに、広く接種を行う際には厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で適切に議論する。

(3)国は、ワクチンの接種開始以降も、ワクチンの製造販売後調査等により、製造販売業者等と連携し、品質、有効性及び安全性のデータの収集・分析を行うなど、有効性及び安全性を十分に確保する。

(4)国は、ワクチンによる副反応を疑う事象について、医療機関又は製造販売業者からの報告などにより迅速に情報を把握するとともに、当該情報に係る専門家による評価により、速やかに必要な安全対策を講ずる。

(5)ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、ワクチンの接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。

7 健康被害救済制度

国は、ワクチン接種に伴い、健康被害が生じた場合については、予防接種法に基づき、必要な救済措置を講ずる。

8 広報

国は、国民に対して、ワクチンの有効性及び安全性についての情報を提供するなど、的確で丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広くワクチン接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。

9 今後の検討等

(1)今回整理する内容は、今後明らかになる知見等を踏まえ、適宜見直す。

(2)今後のワクチンの接種に当たり、更に具体的な接種順位、ワクチンの流通体制、複数メーカーのワクチンの使用の在り方、有害事象モニタリング、副反応への対応等について、厚生労働省において引き続き検討する。

（別紙）

接種順位の基本的考え方と具体的な範囲について

1　重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者、及び高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。
　その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種をできるようにする。

2　医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。
- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 医療従事者等の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること

医療従事者等の範囲は、基本的に以下とする。
- ○ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
- ○ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員
- ○ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- ○ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

3　基礎疾患を有する者の範囲については、第 43 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和2年 12 月 25 日開催）において、現時点の科学的知見等に基づいて検討され、現時点では以下の範囲とすることとされた。今後、国内外の新たな科学的知見等も踏まえ、同部会で検討し見直すことがある。

（1）以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群

（2）基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

4　高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者（以下「高齢者施設等の従事者」という。）の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、基本的に以下の従事者を、高齢者に次ぐ接種順位と位置付ける。

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

○ 介護保険施設
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

○ 居住系介護サービス
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護

○ 老人福祉法による施設
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム

○ 高齢者住まい法による住宅
- サービス付き高齢者向け住宅

○ 生活保護法による保護施設
- 救護施設
- 更生施設
- 宿所提供施設

○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等
- 障害者支援施設
- 共同生活援助事業所
- 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
- 福祉ホーム

○ その他の社会福祉法等による施設
- 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- 生活困窮者一時宿泊施設
- 原子爆弾被爆者養護ホーム
- 生活支援ハウス
- 婦人保護施設
- 矯正施設 （※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）
- 更生保護施設

資料２

愛知県における新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に向けた取組状況と今後の予定（２月１５日時点）

時　期	内　　　容	主　体
２月８～20日頃	各基本型接種施設へのディープフリーザーの配置	国
２月17日以降	医療従事者等の先行接種開始（愛知県内４施設）	
２月下旬頃まで	・基本型接種施設、連携型接種施設の選定（医師会を通じて最終調整中） ・基本型接種施設と連携型接種施設とのマッチング	・県 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等
３月上旬頃まで	・医療従事者等の接種予定者数のとりまとめ（医療機関・救急隊員、自衛隊員、保健所職員等） ・医療従事者等の接種先医療機関の決定	
３月中旬以降	医療従事者等の優先接種開始	

ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保

- 新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状について、被接種者が受診を希望する際は、まず、身近な医療機関(接種した医療機関や、かかりつけの医療機関等)を受診し、受診した医療機関は、専門的な対応が必要であると判断された場合に専門的な医療機関を紹介。
- 必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できる体制を確保するため、都道府県は、様々な症状に総合的な対応ができる、専門的な医療機関に協力依頼を行う。

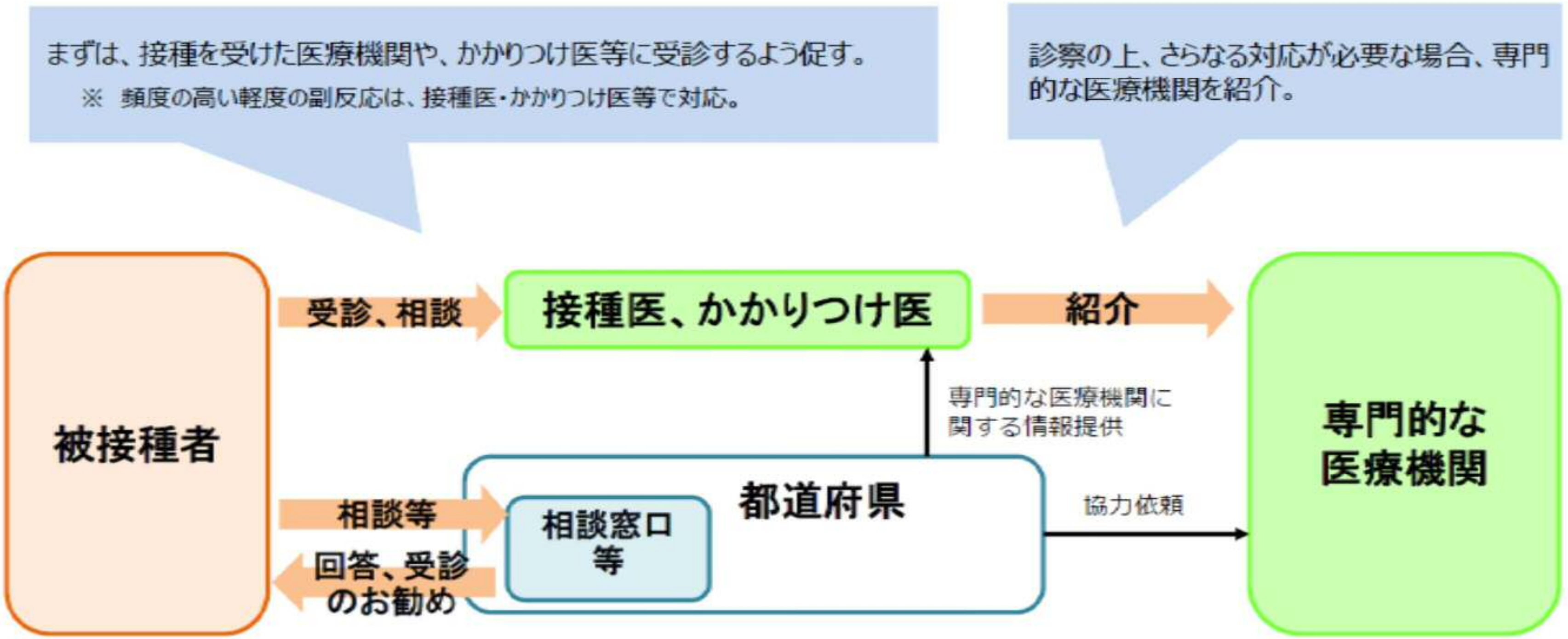

資料3

【令和３年２月１日　厚生労働省通知　「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」添付資料】

資料４

第１回　県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会　結果概要

1月27日（水）に、愛知県及び保健所、市町村が相互に連絡、協議し、新型コロナワクチン接種を円滑かつ確実に実施することを目的として、県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会」を新たに設置し、その第１回会議を２月９日（火）に下記のとおり開催いたしました。なお、当会議は、マスコミ非公開で行いました。

１　日時

２月９日（火）　午後２時から午後３時まで

２　開催方法

Ｗｅｂ会議形式（愛知県災害対策本部室（愛知県自治センター６階））

３　出席者

知事（冒頭挨拶のみ）
感染症対策課ワクチン接種体制整備室職員、愛知県保健所職員（１２保健所）
各市町村職員（５４市町村）

４　内容

（１）知事挨拶

（２）ワクチン接種に関する情報提供等について（説明：ワクチン接種体制整備室）

・本県におけるワクチン接種推進体制
・ワクチン接種体制整備室の業務及び担当
・ワクチン接種体制に係るスケジュール
・市町村における実地訓練等の実施状況
・市町村におけるワクチン住民接種への準備状況

（３）ワクチン接種に係る費用の請求・支払手続について（説明：国民健康保険団体連合会）

（４）ワクチン接種体制の準備状況について（説明：清須市、あま市、豊田市）

（５）質疑応答

議事概要（R3.2.9県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会）

○ワクチン接種体制の準備状況について（３市から説明）

【清須市】

・地元医師会とは日頃から良好な関係を構築しており、ワクチン接種体制について医師会長及び本市のコロナ対応における中核的役割をなす病院と検討を進めている。

・接種後のアナフィラキシーショックへの迅速な対応を重視し、１つの医療機関での大規模接種を中心に検討中。

【あま市】

・医師会とは週２回ペースで協議しており、看護師・事務員も含めた人員派遣について医師会（及び薬剤師会・歯科医師会）と協力体制を構築。

・地元医師会と相談した結果、個別接種については大人数の予約、ワクチン管理の難しさ等の理由から、集団接種を中心に検討中。

・３月１日から２４時間相談ダイヤルを開設予定。

【豊田市】

・医師会（及び薬剤師会）とは個別・集団接種の実施及び集団接種に係る人員派遣について協議。企業・大学に対しても、接種会場の提供や専門職の派遣について協力依頼。

・集団接種を行い、それ以降は地域での個別接種を展開する想定だが、広い会場と駐車場の確保に苦慮。

・4月から大規模接種を計画し、本当にワクチンが確保できるのか、予約にも一定の時間が必要であるため、ワクチン納入について、確実な情報が早く明確になってほしい。

・２月中旬にコールセンターを開設予定。

・練馬区モデルを参考にしながら、個別医療機関へファイザーのワクチンを小分け・分配する方法の検討中。